

香川県教育委員会 5月定例会会議録

1. 開催日時 令和2年5月20日(水)  
開 会 午前 9時30分  
閉 会 午前11時02分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教 育 長	工 代 祐 司
委 員	藤 村 育 雄
委 員	平 野 美 紀
委 員	楨 田 實 茜
委 員	藤 澤 茜

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長	小 川 秀 樹
教育次長兼政策調整監	井 元 多 恵
教育次長	小 柳 和 代
総務課長	白 井 道 代
義務教育課長	原 田 智
高校教育課長	金 子 達 雄
特別支援教育課長	北 村 宏 美
保健体育課長	宮 滝 寛 己
生涯学習・文化財課長	渡 邊 智 子
政策主幹兼総務課副課長	福 家 啓 充
義務教育課副課長	増 田 昭 宏
総務課長補佐	本 田 実 治 博
義務教育課長補佐	西 原 明
高校教育課長補佐	吉 田 稔
保健体育課長補佐	渡 邊 浩 司
生涯学習・文化財課長補佐	白 川 暁 美
総務課副主幹	柳 澤 紀 子
義務教育課主任管理主事	佐 藤 か お り
高校教育課主任管理主事	山 田 憲 治
特別支援教育課副主幹	山 地 理 代
義務教育課主任	柳 敏 樹
高校教育課主任	三 谷 進
生涯学習・文化財課社会教育主事	田 中 三 千 洋

傍聴人 無し

## 5. 会議録の承認

4月22日に開催した定例会の会議録署名委員の榎田委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

## 6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第3号から議案第5号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあること」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

## 7. 議案

○議案第1号 専決処分事項の承認（令和2年4月香川県議会臨時会に提案された教育委員会関係議案（追加提案分）に対する意見について）

総務課長から、令和2年4月香川県議会臨時会に提案された教育委員会関係議案（追加提案分）に対する意見について、教育長専決により異議のない旨、申出を行ったことについて諮る旨、説明。

### 【質疑】

<藤村委員>補正事業に記載されている特別支援学校スクールバス感染症対策事業のスクールバスの増便について、特別支援学校は自前のバスを所有していると思うが、バスの増便はどのような方法で実施しようと考えているのか。

<特別支援教育課長>現在、県内では5校の特別支援学校でスクールバスを運行している。今回、国の補助事業を活用して、現在運行している15台に10台を増車する予定である。これは、15台のうち10台が乗車定員いっぱいの状態で運行しているため、この10台を対象に増便するものである。5月25日から利用できるよう各学校がバス事業者と委託契約の準備を進めているところであるが、同じルートを2台同時に運行する方法や時間を変えて運行する方法等、各学校の状況に合わせた運行を行うこととしている。

<藤村委員>現在、バス15台で運行しているところに、10台を増車して合計25台で運行することで、ほぼ満員状態で運行している10台については、乗車人数を半減できるという理解でよいか。

<特別支援教育課長>そうである。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について  
高校教育課長から、「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」について、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等が年次休暇を時間単位で使用した場合における使用時間の日への換算方法を見直すとともに、職員が病気休暇を時間単位で使用した場合における使用時間の日への換算方法の規程を整備するため、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

<藤村委員>日単位で取得すれば16日取得できるが、今回の改正により、時間単位での取得が可能となり、時間単位で換算すれば78時間40分相当となることから、病院等への通院等で1時間の休暇であれば、78回取得できるようになったという理解でよいか。

<高校教育課長>規則上は、そういうことである。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 香川県スポーツ推進審議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第4号 香川県社会教育委員の委嘱について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第5号ー1 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第5号ー2 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第5号ー3 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 令和3年度香川県公立学校教員採用選考試験実施要項について  
高校教育課長から、令和3年度香川県公立学校教員採用選考試験実施要項について説明。

**【質疑・意見交換】**

＜藤村委員＞ 2点質問がある。1点目は、主な変更点で特別選考Ⅰの社会人枠について、中学校の教諭を志願する者も対象から除くとしているが、これは対象とすることの効果があまりなかったということか。2点目は、秋募集についてであるが、こちらは小学校教諭だけでなく中学校教諭を募集に加えるとしているが、これは昨年から秋募集を始めた中で、成果が出ていると考えてのことなのか。

＜義務教育課長＞ 特別選考Ⅰの社会人枠については、中学校教諭の出願要件に適合する者が極めて少ないとともに、中学校教諭に求められる高度な専門性を満たせていないことから、令和3年度採用試験から対象外としたものである。また、秋募集については、これまで7月及び8月の採用選考試験の出願者が全体的に減少傾向にある中で、中学校の特定の教科においては、倍率が低く辞退者も出ている状況であるが、令和2年の採用試験から小学校教諭の秋募集を開始したところ、中学校教諭を志望する者からも募集に関する問い合わせがあったことから、令和3年度の秋募集から中学校教諭も対象とすることで、志願者の増加が期待できると考えたものである。